

廃油入りドラム缶等の撤去等に係る行政代執行について

平成17年度～18年度に実施した個人経営時代のNO.1及びNO.2処分場を対象とする調査の結果、多数の廃油入りのドラム缶が違法に埋立処分されていた事実が判明しました。

そのため、平成19年3月、元経営者個人に対して、廃油入りドラム缶等の撤去等の措置を命じたものの、完了期限までに履行されなかったため、同年7月から12月まで県が元経営者に代わって実施しました。

【 期間 】

平成19年7月30日～12月21日

【 ドラム缶確認・搬出状況 】

| ドラム缶確認本数 (本) | | | ドラム缶搬出本数 (本) | | | |
|--------------|-------------|-------|----------------|-------------------|-------|------|
| NO.1 処分場 | NO.2 処分場 | 合計 | 18年度から の保管分 | 19年度の掘削 による確認分 | 合計 | 運搬台数 |
| 1,635 | 1,623 | 3,258 | 1,590 | 2,338 | 3,928 | 152台 |

(注1) ドラム缶確認本数には、18年度の試掘調査分を含む。

(注2) ドラム缶搬出本数には、移し替えた分も含む。

NO.1 処分場



平成19年8月27日

NO.2 処分場



平成19年8月23日